

令和2年12月25日

所 属 長

医学部・附属病院事務局庶務課長

放射線取扱手当にかかる制度改正について（通知）

標題について、下記のとおり制度を改正しますので、貴所属職員に御周知ください。
また、各所属長様におかれましては、貴所属員の被曝状況を管理していただくとともに被曝低減に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本制度改正に伴う大阪市立大学医学部附属病院就業規則の改正については、別途通知いたします。

記

1. 改正内容

エックス線その他の放射線を取り扱う業務に従事し、月の初日から末日までの間に医学部附属病院職員特殊勤務手当規程に定められている放射線取扱手当の支給基準以上の放射線量を受けている職員に対して放射線取扱手当を支給できるよう改正する。

(1) 新たに支給対象となる者

雇用区分	職種区分
特定職員 (再雇用特定職員を含む。)	医療職員
特定有期雇用教職員	病院講師、後期臨床研究医、前期臨床研究医、臨床研修医、医療職員、再雇用職員
短時間勤務教職員	短時間勤務医療職員、短時間勤務一般職員、医員

(2) 手当額

月7,000円

2. 実施時期

令和3年1月1日以降の勤務分より実施

3. 関連規程

- ・ 大阪市立大学医学部附属病院特定職員給与規程
- ・ 大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員給与規程
- ・ 大阪市立大学医学部附属病院短時間勤務職員給与規程

◆ 問い合わせ先 ◆

- ・ 制度に関すること

庶務課人事給与制度担当（内線：2721～2）

- ・ 手当の申請・支給に関すること

庶務課給与厚生担当（内線：2723～4）

- ・ ガラスバッジ・被爆量の管理等に関すること

庶務課安全衛生担当（内線：2726・2713）

以上